

大牟田市告示第 8 6 号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市契約規則（平成 2 年規則第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 6 日

大牟田市長 関 好 孝

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 5 0 8 1 0 0 0 0 9 0
- (2) 工 事 名 大牟田市延命プール水槽塗装工事
- (3) 工事場所 大牟田市黄金町 1 丁目 6 8 番地地内
- (4) 工事概要
ア トレーニング用プール水槽内塗装工事 一式
イ 子供用プール①、②水槽内塗装工事 一式
※ 詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで
- (6) 入札方式 大牟田市契約規則第 7 条第 1 項に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）

2 入札参加に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の許可の更新を含む。）及び同法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者
- (2) 令和 8 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が塗装工事で登録されている者
- (3) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 1 1 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合における更生手続開

始の申立て又は再生手続開始の申立てを除く。) がなされていない者

- (6) この入札に参加する他の入札者と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱(平成31年4月1日施行)第2条各号に定める関係を有する者でない者

- (7) この入札に係る工事(以下「入札工事」という。)において、建設業法第26条から第26条の3までの規定に基づき、3月以上継続して雇用している者であって主任技術者又は監理技術者であるものを配置することができる者(監理技術者の配置にあつては、建設業法第26条第2項の規定が適用される場合に限る。)。ただし、入札工事に専任で配置する予定の主任技術者又は監理技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする。

- (8) 本市(企業局を含む。以下この(8)において同じ。)と締結している建設工事(建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る契約(アからウまでに掲げるものを含み、エからクまでに掲げるものを除く。以下「対象契約」という。)の件数が1件(土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事(建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(昭和47年建設省告示第350号)に規定する土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事をいい、建設業法第4条の規定により土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に附帯する土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事を除く。))に係る対象契約を締結している場合は2件)以内である者

ア 仮契約

イ この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者(落札者が特定建設工事共同企業体(大規模建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。)である場合における構成員(特定建設工事共同企業体を構成する者をいう。以下同じ。)を含む。)である場合における当該締結前の仮契約及び契約

ウ 特定建設工事共同企業体の構成員として締結している仮契約及び契

約

エ 随意契約により締結している契約

オ 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が 4, 5 4 5, 4 5 5 円未満であるもの

カ 災害復旧工事に係る契約

キ 予定価格（入札書比較価格）が 1 3 6, 3 6 3, 6 3 7 円未満である公共下水道事業下水道管渠長寿命化改築工事に係る契約

ク 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（工期に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 8 第 4 項（同令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、大牟田市入札心得（電子入札）、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市電子入札試行要綱（令和 4 年 4 月 1 日施行）、条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市工事請負契約約款、設計図書（設計書（入札時積算数量書）、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）、大牟田市営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領（令和 8 年 4 月 1 日施行）については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎 3 階）

(2) 日時 令和 8 年 8 月 6 日（木）から同月 2 7 日（木）まで（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第 1 1 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 設計図書の入手

設計図書は、入札参加を希望する者が電子入札システム（大牟田市契約規則第 7 条第 1 項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）の入札情報公開サービスにより入手するものとする。

5 工事内容に関する質問書の提出先及び期間

工事内容に関する質問書の提出は、ファックス又は電子メールによるも

のとする。

- (1) 提出先 大牟田市企画総務部契約検査室
- (2) 期 間 令和 8 年 8 月 6 日（木）から同月 1 8 日（火）まで
- (3) ファックス番号 0 9 4 4 - 4 1 - 2 5 9 2
- (4) メールアドレス e-keiyakukensa01@city.omuta.fukuoka.jp

6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）から同月 2 7 日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）から同月 2 7 日（木）まで

7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類（以下「工事費内訳書等」という。）とする。なお、(2)に掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 配置予定技術者等の資格調書（様式第 2 号）

2 (7)に規定する条件を満たす資格等について記載すること。

8 入札の方法

- (1) 入札は、8 (2)に該当する場合を除き、電子入札システムにより電子入札を行うものとし、必要な事項を入力の上、工事費内訳書等を大牟田市電子入札試行要綱第 7 条第 2 項に定めるところにより作成し、入札書に添付して提出すること。電子入札の期間は、次に定める入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までとする。

ア 入札書受付開始日時 令和 8 年 8 月 2 1 日（金）午前 8 時

イ 入札書受付締切日時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 1 0 時

ウ 電子入札システムの稼働時間 日曜日及び土曜日を除く午前 8 時から午後 1 0 時まで

- (2) 大牟田市電子入札試行要綱第 8 条各号のいずれかに該当する者は、紙による入札を行うことができるものとする。この場合において、紙による入札参加者は、紙入札方式参加届出書（様式第 3 号）、紙入札用入札書（様式第 4 号）及び工事費内訳書等を封入したものを、次に定める入

札書受付開始日から入札書受付締切日までに、持参により提出するものとする。なお、紙入札方式参加届出書及び紙入札用入札書については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

ア 入札書受付開始日 令和8年8月21日（金）午前8時

イ 入札書受付締切日 令和8年8月26日（水）午後10時

ウ 受付時間 日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出先 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）

(3) 入札執行回数は、1回とする。

(4) 入札参加者（紙による入札参加者を除く。）は、開札の前であって市長が認める場合に限り、辞退届を電子入札システムで提出することにより当該入札を辞退することができる。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格とすること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 電子入札システム上

(2) 日時 令和8年8月27日（木）午前11時

10 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札の結果、14で設定する最低制限価格から13で定める予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより最低価格入札者を決定する。

(2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が2に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。

(3) 最低価格入札者が、10(2)の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。

(4) 10(3)の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10(1)から10(3)までの規定を適用する。

1.1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大牟田市契約規則第23条の2第1号、第2号又は第6号に該当する場合は、免除とする。

1.3 予定価格（入札書比較価格）

10,687,000円

1.4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

1.5 入札の無効

(1) 条件付き一般競争入札の公告について（令和8年大牟田市企業局告示第3号の13）において大牟田市企業局が発注する「大牟田市甘木配水池防水塗装工事（契約番号5081000088）」に係る入札の落札者がこの入札において行った入札は、無効とする。

(2) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の入力又は記載をした者が行った入札並びに入札心得（電子入札）において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1.6 失業者義務吸収人員

無

1.7 その他

(1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。

- (2) 入札者は、入札心得（電子入札）及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件
前金払 有
部分払 無
- (5) 入札工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事であり、入札時に発注者が示した入札時積算数量書に記載された積算数量を入札参加者が活用して入札に参加し、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合は、入札時積算数量書に基づき協議を行うこととする。なお、詳細は大牟田市営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領による。
- (6) 入札工事は、大牟田市工事請負契約約款第 10 条第 3 項の規定により、現場代理人の兼任を認めるものとする。
- (7) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、大牟田市契約規則及び大牟田市電子入札試行要綱によるものとする。
- (8) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。